

活動保障費に関する規則

■第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会（以下、「理事会」という）の理事、総務、総務候補者、東京大学教養学部学友会規約第四十条に定める会計監査員、理事会が任命する割り振り議長及び東京大学教養学部学友会規約第四十六条に定める特別委員会のうち、理事会が所管するもの（以下、単に「特別委員会」という）の委員（以下、「支給対象者」という）に支給する活動保障費について定めることを目的とする。

(活動保障費)

第二条

活動保障費の支給は、支給対象者に、理事会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。

■第二章 活動保障費の支給

(支給範囲及び金額)

第三条

- 一 特別委員会の委員を除く支給対象者に支給する活動保障費の金額は、別表1から別表2までの通り定める。
- 二 特別委員会の委員に支給する活動保障費の金額は、理事会が定める。ただし、以下の条件を満たさなければならない。

(ア) 活動保障費の額は、支給対象となる委員の技能の程度及び特別委員会が管轄する業務の内容に応じて決められなければならない。

(イ) 時間給を導入する場合は、原則として、別表1に定める、一般業務に係る活動保障費の額に準じる。ただし、特別委員会が管轄する業務の重要性及び必要となる技能の水準が極めて高い場合は、一般業務に係る活動保障費の額の2.5倍を上回らない範囲で、活動保障費の額を決定することができる。

(ウ) 職位給を導入する場合は、別表2に定める活動保障費の最高額を上回ってはならない。

(エ) 理事会が、業務の性質上必要と判断した場合は、時間給と職位給を組み合わせたることができる。ただし、以下の条件を満たさなければならない。

A) 時間給については、別表1に定める、一般業務に係る活動保障費の額を上回ってはならない。

B) 職位給については、20,000円を上回ってはならない。

- 三 毎月一日以外の日に、職位給の支給を受ける職に就いた者に対して支給する職位給の額は、月額をその月の日数で割り、その月の勤務日数を掛けた額とする。ただし、小数点第一位以下は切り捨てる。
- 四 特別委員会の委員としての業務時間が5時間を超えない委員については、職位給を支給しない。ただし、理事会は、業務の性質上、常に迅速な対応が望まれるため、待機する必要がある特別委員会の委員には、本項を適用しないことを決定することができる。
- 五 特別委員会の委員に支給する活動保障費の額は、理事会の決定により変更することができる。ただし、変更後の金額に基づく活動保障費は、変更が決定された日の翌月一日から支給される。
- 六 駒場Iキャンパス外で行った業務は、活動保障費の支給対象とすることができる。
- 七 本条第二項(イ)但書又は第四項に定める決定を行った際には、理事会は、決定内容及び決定の理由を公示しなければならない。

(請求)

第四条

- 一 別表1に定める活動保障費を請求する者及び特別委員会の委員(以下、請求者という)は、理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を理事会に請求する。
- 二 活動時間の記録は一分単位とする。
- 三 活動時間の記録は正確を期さなければならない。
- 四 活動時間は合理的なものでなければならない。

(支給)

第五条

- 一 理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保障費を、請求があつてから十四日以内に、本人に現金で支払わなければならない。
- 二 活動保障費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、本人からの求めがある場合は、理事会会議において審議しなければならない。
- 三 支給対象者であった者が東京大学の所属でなくなった場合、当該人物は、その後一か月以内に限り、東京大学に所属していた期間に係る活動保障費を請求できる。

(研修業務に係る活動保障費)

第六条

総務候補者に対する研修業務を窓口業務と並行して行った場合は、別表1の研修業務の活動保障費を適用する。

(理事会会議参加に係る活動保障費)

第七条

- 一 理事会は、理事会会議に出席した総務を、必要に応じて、総務参考人と認定することができる。ただし、本項の規定は理事を書記とすることを妨げない。
- 二 参考人は、理事会会議の運営上、必要な総務でなければならない。
- 三 理事会は、理事会会議に出席した理事又は総務を、必要に応じて、書記に任命することができる。
- 四 総務候補者の理事会会議出席時間のうち、1時間を超えた分は、活動保障費支給の対象とならない。

(総務候補者に対する活動保障費)

第八条

- 一 総務候補者は、総務として理事会が承認するまで、活動保障費を請求することができない。

二 総務候補者であった者が、「総務人事に関する規則」第七条又は第八条に定めるところにより、総務候補者としての資格を失った場合、その資格を失う前の業務に係る活動保障費は消滅する。

■第三章 補則

(予算案の作成)

第九条

理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成するよう努めなければならない。

(改廃)

第十条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

別表1：時間給（理事、総務、総務候補者及び会計監査員に適用）	
窓口業務（総務候補者の研修業務を並行して行う場合を除く）（理事、総務、総務候補者共通支給金額）	時給 1,000 円
研修業務（総務候補者に対する研修業務を指す）（理事、総務にのみ適用）	時給 1,200 円
一般業務（窓口業務及び理事会会議出席以外の業務を指す）、及び書記としての理事会会議出席（理事、総務、総務候補者共通支給金額）	時給 1,200 円
書記を除く理事会会議出席（理事、総務参考人及び総務候補者のみ対象）	時給 1,000 円
会計監査業務（会計監査員）	時給 1,200 円

別表2：職位給（割り振り議長の業務に適用）	
体育館割り振り会議議長	月額 20,000 円
体育館割り振り会議副議長	月額 10,000 円

多目的ホール会議議長	月額 20,000 円
柏蔭舎会議議長	月額 1,500 円
コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長	月額 10,000 円